

海外日本語教師研修

申請要領 第1部【共通事項】

令和9年度用 [NC 2027]



JAPAN FOUNDATION
国際交流基金

海外日本語教師研修の申請要領は、第1部【共通事項】と第2部【プログラム別要領】の2部構成です。第1部と第2部を熟読の上、申請書類を作成してください。

1 研修概要

(1) 基礎研修

日本語教授経験の短い若手日本語教師が、日本語運用力を向上させ、日本語教授法を学び、また、日本理解を深めるための約6か月の研修です。

(2) 日本語研修

日本語教師に必要な日本語運用力の向上を目的とした約7週間の研修です。日本語教授法の授業は行いません。

(3) 教授法研修

日本語教授能力を向上させ、日本理解を深めるための約6週間の研修です。令和9年度は、夏期に1回実施します。日本語運用力の向上を目指す「日本語」の授業は行いません。

(4) 外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）

在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語教授能力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約5週間の研修です。

(5) 外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）

在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語運用力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約5週間の研修です。

※ 実施場所：国際交流基金（JF）日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

2 対象国・地域

(1) 基礎・日本語・教授法研修

全世界

※ ただし、予算編成の見直しの結果、採用対象国を限定する可能性あり。

(2) 外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法・日本語）

モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン

3 申請資格【共通】

海外で日本語教育を行う教育機関（個人からの申請は受け付けません）。

参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。各研修の個別の要件は、申請要領（第2部）を確認してください。

- (1) 申請機関と雇用関係にある日本語教師で、帰国後も当該機関に引き続き勤務することが見込まれること。なお、申請時点で、海外の日本語教育機関に勤務していない者、日本語教師として教育実習中の方は対象としません。
- (2) 日本と国交のある国の国籍を有すること。
※ 台湾の方も申請可能です。
- (3) 日本の義務教育（小学校・中学校 9 年間）を修了していないこと。
- (4) 心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であること。
- (5) 必要な日本語運用力、日本語教授年数、日本での研修受講歴等の要件は、各研修の申請要領に記載されています。
※ 日本語運用力のレベルの目安については、以下を参照してください。
 - ・ JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JF スタンダード資料 2.レベル基準が知りたい」<https://www.jfstandard.jpf.go.jp/publicdata/ja/render.do#sec02>
 - ・ 日本語能力試験公式ウェブサイト「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>

4 支給内容

- (1) 宿舍（JF 日本語国際センター内のシングルルーム、地方研修中は相部屋の可能性あり）
- (2) 研修期間中の食事（一部は現金支給）
- (3) 研修に参加するための必要経費（教材等を現物で支給）
- (4) 研修参加に必要な期間中の疾病及び傷害に対する海外旅行保険の付保（補償額の上限あり。既往症や歯科治療等は当該保険の適用対象外）。基礎研修のみ、さらに国民健康保険の付保。
- (5) [表 1]に掲げる「地域」にある申請機関に所属する方については、一部例外となる国・地域を除き、以下ア～ウを JF が負担します。
 - ア 往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地最寄り国際空港発着）
 - イ 出国税・空港利用税
 - ウ 研修補助費（来日中の自主研修に必要な公共交通機関の交通費等を現物で支給）
 「例外の国・地域」欄に所属機関がある方、及び[表 1]以外の地域に所属機関がある方は、参加者本人の負担となります。

[表 1]

地域： 4(5)ア～ウは JF が負担	例外の国・地域： 4(5)ア～ウは本人が負担
アジア・大洋州地域	韓国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、クック諸島、ニュージーランド
中南米地域	アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドス、ウルグアイ、チリ
東欧地域	エストニア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア

中東・北アフリカ地域	アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン
アフリカ地域	セーシェル

5 申請手続

(1) 締切

2026 年 12 月 1 日 13:00（日本時間）

(2) 申請方法

ア 申請書類を次のページからダウンロードします。

<https://www.jpjf.go.jp/j/program/japanese.html>

イ 本申請要領及び申請書類作成ガイドに従い、申請書類を作成します。

ウ すべての申請書類を完成後、公募申請サイトにアップロードします。

公募申請サイト：<https://www.apply.jpjf.go.jp>

※ 公募申請サイトで操作手順書をご覧ください。

(3) 結果通知

2027 年 4 月中

※日本語・教授法研修については、2027 年 3 月中

(4) 留意事項

ア 複数のプログラムに申請することも可能ですが、採用される場合はいずれか 1 つのみとなります。

イ 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

6 同意事項

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 研修参加者の義務

ア 研修に専念し、日本滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと。

イ 在留資格上認められない行為・活動を行わず、またいかなる就業行為も行わないこと。

ウ 研修参加者は、集団での研修に参加することを前提に招へいされたことを理解し、JF 日本語国際センターの指示に従って、全ての研修活動に参加すること。

エ 研修期間の開始より前に来日しないこと。

オ 研修期間中に一時帰国や第三国への旅行を行わないこと。（ただし、基礎研修への参加者が年末年始の自主研修期間に一時帰国することは認められています。）

カ JF 日本語国際センターが滞在延長を許可した場合を除き、研修期間が終わり次第、直ちに帰国すること。

キ 家族を同伴しないこと。

(2) 事業に関する情報の公開

ア 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。

イ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく

開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は原則開示されます。

(3) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)及び関連する政省令並びに個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という。))」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和) <https://www.jpfr.go.jp/j/privacy/> (英) <https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

(GDPR 関連) <https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdpr>

(中国法関連) https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(以下「事業資料」という。)を通じて、以下の個人情報(以下「個人情報」という。)を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号(携帯電話を含む)、FAX 番号、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書(学歴及び職歴を含む)、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【申請者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

ウ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的(以下「利用目的」という。)のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ)の情報に加え、申請者の連絡先(住所、E メールアドレス、電話番号)は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

エ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供すること

があります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
- c 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- d 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- e その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、申請者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人（ホストファミリーを含む）、関係官庁に提供することがあります。

(ウ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

オ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

カ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

キ 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

ケ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いいたします。

コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「8 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

サ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

- (4) 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、感染拡大状況によっては採用が決まった後で中止となる場合や、研修内容や参加条件に変更がある場合がありますので、ご理解の上応募してください。

1 参考情報

本公募研修以外に、非公募による国・地域別日本語教師研修として、当該国政府、JF 海外事務所、日本国在外公館（大使館・総領事館等）からの推薦により参加を決定する「大韓民国中等教育日本語教師研修」も実施しています。詳細については、JF ソウル日本文化センターにお問合せください。

2 問合せ先

(1) 海外

JF 海外事務所： <https://www.jpf.go.jp/j/world/index.html>

JF の海外事務所が所在しない国においては、日本国在外公館（大使館・総領事館等）にご連絡ください。

日本国在外公館一覧： <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

(2) 日本国内

独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター 教師研修チーム

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36

Tel. +81-48-834-1182

E-mail: urawakenshu@jpf.go.jp

(3) FAQ： https://www.jpf.go.jp/j/urawa/trnng_t/life.html

※ 申請要領第 1 部は以上です。研修別の第 2 部もご確認ください。申請書類作成ガイドに続きます。

申請書類作成ガイド

1 提出書類一覧

☑	名称	様式	要否
	申請書	指定（PDF）	必須
	申請機関概要	指定（Word）	必須
	申請機関情報資料 機関の紹介パンフレットなど	自由（PDF/Word）	必須
	候補者の日本語運用力、日本語教授歴などについて	指定（Word）	必須
	作文	指定（PDF）	必須
	推薦書	指定（PDF/Word）	必須

2 申請書記入要領

- ※ 必ず Adobe Acrobat Reader で入力してください。他のアプリケーションでは正しく動作しません。
- (1) 人名は、パスポートの表記に合わせてご記入ください。パスポートをお持ちでない方については、運転免許証等、当該国における公的な身分証明書の表記に合わせてください。
 - (2) 申請書は、「英語」や「原語」等の指示があるところ以外は日本語で入力してください。また、入力にあたって「候補者」部分は、候補者が他の人の助けは借りず、自分の力だけで書いてください。